

社会福祉法人昂会 評議員・役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人昂会（以下、「法人」という。）の評議員と役員の報酬等について定めるものである。

(役員の定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(評議員の報酬等)

第3条 評議員への報酬は、年60,000円を限度とし、評議員会1回につき、5,000円を支給する。

2 評議員会の業務のための交通費については、報酬の中に含まれるものとする。

(役員の報酬等)

第4条 役員への報酬は、年120,000円を限度とし、月10,000円を支給する。

2 役員の法人業務のための交通費については、報酬の中に含まれるものとする。

3 役員が法人業務のために出張する場合には、参加費、交通費、宿泊費については、実費分を支給する。

4 理事長に対しては、報酬を支給し、金額は別表1のとおりとする。

(評議員・役員の報酬の支払方法)

第5条 評議員・役員の報酬の支払は、毎月1日に起算し、当月末日に締め切り、末日に（末日当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(適用除外)

第6条 法人施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第7条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

(実施時期)

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

この規程の第3条及び第5条の評議員の報酬の支払に関しては、平成30年6月以降の定款第8条の変更に係る定款変更認可日から適用する。その他については平成30年6月25日より適用する。

この規程は、令和7年4月19日より適用する。

別表1 常勤役員の報酬

役職	報酬月額	年間総額
理事長	200,000 円	2,400,000 円